

化学物質管理強調月間(2026/02) 活動結果報告

実施項目	結果
① 日常の化学物質管理の総点検 (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携	化学物質管理者は化学物質管理規程にて選任されており、またその職務も規定されている。化学物質管理者は製造棟に看板で周知されている。
(イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の SDS 等による危険有害性等の確認	2025 年製造品目、ならびに 2026 年製造予定品目の CRA 実施状況を点検した。1 品目が未実施であったので次回生産前までに実施する。
(ウ) ラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等 a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS 交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示 SDS 交付等の状況の確認	(イ)と合わせて製造品目、予定品目のラベル・SDS の状況を点検した。ラベル、SDS が必要なものは作成されていた。またほとんどの製品が SDS3 法に該当しないため GHS 非対応ラベルのもの、SDS 未作成の製品が多い。
b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施	CRA で実施している ((イ)と同じ)
c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用	対象となるマニュアルなし
d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議	※衛生委員会の設置対象外 今回の化学物質管理強調月間の取り組みを 3 月の HSE 委員会で報告する予定。
e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存	労働者に対して化学物質管理に関するアンケートを実施した。
f ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施	CRA は製造のタイミングで生産前教育を実施し作業手順等と合わせて教育している。また強調月間中にラベル・SDS の見方、CRA に関する教育を実施した。
g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認	CRA で実施している ((イ)と同じ)

h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知	保護具着用管理責任者は化学物質管理規程にて選任されており、またその職務も規定されている。保護具着用管理責任者は製造棟に看板で周知されている。
i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進	取扱物質は顧客からの技術資料によって決まるので選定は難しい。 教育については(ウ)fのCRA教育で実施している。
j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施	検知管による簡易測定を順次実施している。結果が出るまでは、局所排気装置の使用や保護具の着用を指示している。
k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底	年2回(4,10月)実施している。
l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底	対象外
m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底	対象外
(工) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底	2025年の作業従事記録(30年保管)を確認し、適切に記録されていた。
②事業者又は化学物質管理者による職場巡視	化学物質管理者と保護具着用管理責任者により、日常的に巡視した。
③スローガン等の掲示	工場 2025年度安全スローガン 「忘れずに 基本動作と 危険予知 確認ヨシ！」 に加えて、強調月間スローガンポスターを食堂と品証事務所に掲示した。(写真)
④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施	2024年に消火訓練と漏洩防止訓練をおこなった。2026年内に酸欠事故に関する実地訓練を予定している。
⑤化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施	化学物質管理強調月間の開始時に朝礼で周知した。また期間中の02/06に「化学物質管理セミナー2025 第3回我が国のSDS制度及び実務」(経済産業省)を、02/09に「自律的な化学物質管理の進め方総合講座」(愛知労働基準協会)を聴講した

【強調月間スローガンポスター】

